

2 震度階級

(気象庁震度階級表抜粋)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3 交通規制及び緊急通行車両等について

災害発生時及び警戒宣言発令時に県公安委員会（県警察）は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めたときは、災害対策基本法に規定される緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法に規定される緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」）以外の通行の禁止又は制限を行います。

この場合、緊急通行車両等は、県知事及び県公安委員会によって標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付を受けることで、通行が認められることとなります。

緊急通行車両等確認証明書の交付対象となる車両は、災害応急対策（又は地震防災応急対策）に従事するもの又は災害応急対策（又は地震防災応急対策）に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策（又は地震防災応急対策）を実施するため運転中の車両です。

なお、ここでの災害応急対策及び地震防災応急対策とは、次に掲げるものです。

【災害応急対策：災害発生時（災害対策基本法適用）】

- 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

【地震防災応急対策：警戒宣言発令時（大規模地震対策特別措置法適用）】

- 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(1) 緊急通行車両等の申請方法

県の保有する車両については、緊急通行車両等届出書及び自動車検査証の写しを県庁又は県民事務所等へ提出します。

ただし、諸般の事情により最寄りの警察署に申請した方が災害応急対策等に効果がある場合は、例外として警察署交通課（係）又は交通検問所へ提出します。

(2) 標章及び証明書の交付

県担当部局の事務担当者の審査を受け、緊急通行車両等として確認された場合は、標章及び緊急通行車両等確認証明書が交付されます。

この標章及び証明書の交付を受けた者は、次のことを遵守してください。

- 緊急通行する場合、運転者は証明書を車両に備え付け、現場警察官から掲示を求められたときは掲示すること。
- 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 証明書の有効日時が経過したときは、直ちに当該車両の標章を撤去すること。
- 有効日時が経過した標章及び証明書は、返還すること。
- 緊急通行車両が制限外乗車又は制限外積載をする場合は、道路交通法に定めるそれぞれの許可を要すること。

(3) 緊急通行車両等の事前届出

事前に県公安委員会へ申請し、緊急通行車両等に該当することの審査を受け、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」）の交付を受けておくことにより、災害時及び警戒宣言発令時の確認審査を省略し、他に優先して緊急通行車両等確認証明書等の交付を受けることができる事前届出の制度があります。

この届出済証の交付を受けられる車両は必要最小限の車両となりますので、各学校において、県の保有する車両に事前届出の必要が生じた場合は、県教育委員会総務課へ相談してください。